

相模原市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第65号

相模原市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

相模原市準用河川占用料徴収条例(平成11年相模原市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ついて、」を「おいて」に、「関し、」を「ついて」に改める。

別表中「34円」を「35円」に、「これら」を「これ」に、「68円」を「69円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る土地占用料の額について適用し、同日前の占用に係る土地占用料の額については、なお従前の例による。